

第3章

基本理念と基本目標



1 基本理念

市では、令和2年3月に策定したあきる野市地域保健福祉計画（以下「前計画」という。）に基づき、自助・互助・共助・公助を基本とした市民との協働のまちづくりを推進することで、すべての市民が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし、いきいきと活動できることを目指し、「笑顔あふれる 安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」を基本理念とし、様々な取組を行ってまいりました。

前計画策定以後も、社会福祉法をはじめとした福祉関連法の改正や、様々な地域生活課題の表出、新型コロナウイルス感染症の拡大など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

このような変化から地域福祉推進に向けては、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、安心して暮らすことができるよう、市民の地域福祉活動への参加や各種環境づくりを進めながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことが重要となっています。

本計画ではそのような地域福祉を推進していく上での考え方を踏まえるとともに、第2次あきる野市総合計画の基本理念4「お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう」の考え方を基に、「みんなが支え合い、育ち合うまち」を基本理念とします。



基本理念

みんなが支え合い、育ち合うまち

2 基本目標

本計画では、基本理念である「みんなが支え合い、育ち合うまち」の実現に向けて、2つの基本目標を設定します。

1 ゆるやかにつながるまちをめざそう



身近で困っている人や災害時の助け合いなど、地域生活課題を「我が事」として認識し、お互いに助け合い、支え合う意識を醸成することが重要となっています。

このような意識づくりのために、周知啓発を図り、地域全体に福祉のこころを育む取組を進めるほか、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材や団体の育成・支援を促進します。

また、多世代交流の機会を創出することや、誰でも集まることのできる居場所づくりなどを通して、すべての人が日頃から気軽に挨拶し、声をかけ合い、互いに助け合うことができるような、人と人、人と地域がゆるやかにつながるまちを目指し、地域共生社会の実現につなげます。

2 誰ひとり取り残さないまちをめざそう



支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、市内の様々な相談窓口を周知し、窓口では属性を問わずに幅広く相談を受け止め、切れ目のない支援体制を整えることが重要となっています。

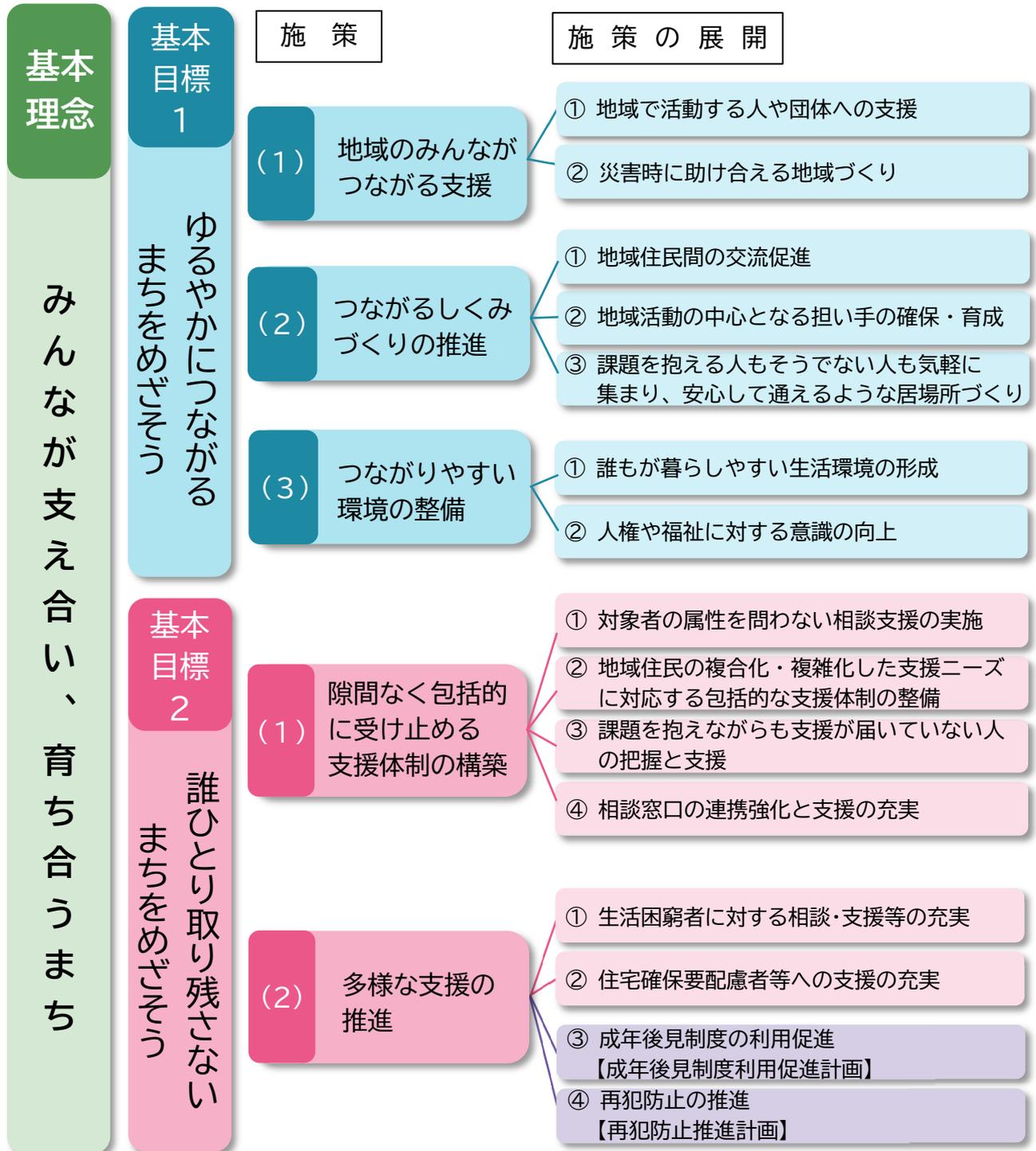
さらに、複合化・複雑化している地域生活課題に対応するために、各関係機関の連携強化が求められるほか、積極的に地域へ出向いたり訪問したりすることで悩みや課題を抱える人を把握し、必要な支援へとつなげる活動も求められています。

このような課題に対し、包括的な相談・支援体制を構築し、各関係機関が重層的に支援することで、誰ひとり取り残さないまちづくりを目指します。

また、認知症高齢者、知的障がい者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合でも、地域で生活を継続できるよう成年後見制度の利用促進に取り組むことで権利擁護の推進を図ります。

あわせて、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進について取り組むことで、再犯を防止し、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

3 計画の体系



第4章

施策の展開



基本目標 1 ゆるやかにつながるまちをめざそう

✿ 現状と課題

令和6年5月に実施した市民アンケートの結果などから次のような現状と課題が挙げられます。

- ・市内の町内会・自治会数や高齢者クラブ数、健康づくり市民推進委員数など地域で活動する人や団体は、5年前と比べて減少しています。 【(1)－①】
- ・単身世帯の増加や近所付き合いに対する意識の変化、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから人と人が接する機会が減少しています。地域のつながりが弱まると、住民同士の交流が減少し地域での情報共有ができず、孤立する世帯が増え、災害時などでは、支援を必要とする人々が取り残されることも考えられます。ほとんど近所付き合いをしない人が5年前より増えており、地域でのつながりが希薄化してきています。 【(1)－②、(2)－③】
- ・近年、豪雨災害や震災などの自然災害が多発しています。地域の防災訓練に参加する人は3割程度となっており、地域の避難場所やハザードマップを知らない人が約1割となっています。 【(1)－②】
- ・地域の行事や活動に参加していない人は半数を超えており、その理由は、「町内会・自治会に入っていない」「忙しい」「どのような行事や活動があるか知らない」の順で多くなっています。 【(2)－①】
- ・地域での助け合いやつながりの土台となっている町内会・自治会への加入者は減少しており、福祉人材や地域における担い手も不足しています。地域福祉活動を継続的に推進し、活性化させていくためには、その担い手となる人材の発掘と育成が必要不可欠ですが、過去5年間ボランティアに参加したことがある人の割合は、約2割となっています。 【(2)－②】
- ・道路や建物のバリアフリー化など誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいない、充実していないと思っている人が7割程度となっています。 【(3)－①】
- ・「誰もが気軽に手助けができるよう、市民の助け合いの意識を高める」ことが必要だと感じている人が、5年前と比べて1割減少しています。 【(3)－②】
- ・地域には高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ*の人など、多様な住民が生活しています。様々な社会変化の中で、市民の価値観やライフスタイルも多様化し、それぞれに抱える背景や環境も変化し続けています。 【(3)－②】

※【 】内は関連する「施策」「施策の展開」の該当番号を示しています。

施策の方向性

現状と課題を整理し、施策の方向性を次のように定めます。

- ・ 地域で活動する人や団体を支援することで活性化を促し、活動する人が増えるような取組が必要です。 【(1)–①】
- ・ 普段から災害時を想定し避難所・避難場所を確認する、備蓄品を準備するなどの個人でできる備えが重要です。また、地域には自身の力では避難することが難しい人や災害時の情報が届きにくい人もおり、地域全体で助け合うことが必要です。 【(1)–②】
- ・ 地域がつながるためには、つながるための支援が必要です。あいさつや声かけによる顔のみえる関係をつくるとともに、地域住民が交流できる機会の充実を図る必要があります。 【(2)–①】
- ・ いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域のつなぎ役とも言える活動の中心となる担い手を増やすことや、年齢や性別などを問わず誰でも気軽に集える居場所づくりを進める必要があります。 【(2)–②、(2)–③】
- ・ 誰もが暮らしやすい地域にするためにも、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進する必要があります。 【(3)–①】
- ・ 障害のある人が日常生活を送る上で妨げとなることに対して、負担になりすぎない範囲で合理的な配慮を行うことや、認知症の人を地域全体で温かく見守る体制づくりなど、地域での取組を進めることや意識を高めることが重要です。 【(3)–②】
- ・ 高齢者、障がい者、子育て中の人など、それぞれの特性や困りごとについて認識し、多様な人間性を認め合うことで、お互いに助け合い、支え合う意識を醸成することが必要です。 【(3)–②】

※【 】内は関連する「施策」「施策の展開」の該当番号を示しています。

施策（１）地域のみながつながる支援

✿ 施策の展開① 地域で活動する人や団体への支援

市では、町内会・自治会や民生委員・児童委員、高齢者クラブ、介護予防リーダー、健康づくり市民推進委員など、多くの個人や団体が活動を展開しています。

地域で活動する個人や団体を支援しながら連携・協力を図り、それぞれの活動の活性化を促進することで、人と人、人と地域がつながることを目指します。

市民のみなができること

- ◎ 自ら福祉に関する情報を進んで取り入れ、地域の活動や福祉活動に関心を持ちましょう。
- ◎ 町内会・自治会、ふれあい福祉委員、健康づくり市民推進委員などの活動を理解しましょう。
- ◎ 町内会・自治会など地域で開催される交流のイベントに参加しましょう。

市が取り組むこと

- ◎ 地域で活動する町内会・自治会、民生委員・児童委員、健康づくり市民推進委員などの活動を支援します。
- ◎ 活動する人の負担軽減等を含め、活動しやすい体制づくりをともに考えます。
- ◎ 活動内容について、市の広報紙、ホームページ、メール配信等を用いて周知し、市民の参加を積極的に促します。

社会福祉協議会
では…

ボランティア活動を行う団体や個人を支援しています。

つながる楽しさ、ぜひ味わって！

町内会長から健康づくり市民推進委員に推薦され、4期目となりました。現在は推進委員会の副会長を務めさせていただいています。市内を12に分けたブロックごとに、地域の皆さんと一緒に様々な健康づくり活動を実施しています。

今では他の地区の委員さんとも顔見知りになり、楽しく活動を続けています。推進委員になった理由は「町内会長に頼まれて…」という人が多いですが、1期やるともう1期、と続ける人が多いのは、やはり「やってみたら楽しかった」ということなのだと思います。忙しい、知り合いがいないなど地域の活動を担う上で躊躇する理由はたくさんあると思いますが、人と人とのつながりができるというのは楽しいものです。機会があれば皆さんに経験してみしてほしいと思います。

あきる野市健康づくり市民推進委員会副会長：吉村 幸子

🌿 施策の展開② 災害時に助け合える地域づくり

すべての人が安心して生活するために、日頃から防災・減災の意識を持って準備しておくことや、住民同士の関係づくりや地域間における防災意識の醸成、自主防災組織などの体制づくりに取り組むことで、地域全体で防災に対する力を強めていきます。

🌊 市民のみんなができること

- ☉ 日頃から隣近所の人との顔の見える付き合いを大切にしていきましょう。
- ☉ 避難所等や避難経路を確認し、防災グッズや非常食品等を備えておきましょう。
- ☉ 隣近所に住む高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児など、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握しましょう。

🌊 市が取り組むこと

- ☉ 消防団、防災・安心地域委員会及び町内会・自治会の自主防災組織が実施する防災活動を支援します。
- ☉ 避難行動要支援者*に対して個別避難計画を作成し、関係機関と連携して災害時に備えます。

社会福祉協議会
では…

災害ボランティアの養成を行っています。災害発生時には市内外からのボランティアを受け入れ、支援を必要とする人とボランティアをつなぎ、被災者の生活を復旧・復興するために災害ボランティアセンターを運営します。
また、ボランティア活動を行う団体や個人を支援しています。

あきる野市メール配信サービスについて

このメール配信サービスは、利用規約に同意をいただければ、どなたでも無料でサービスを受けられます。登録はあきる野市ホームページ内のメール配信サービスページから手続きできます。

防災・防犯情報のカテゴリの受信を選択すると、気象警報が発表された場合と震度5弱以上の地震が発生した場合には、気象庁の情報が自動的に発信されます。



左のコードをスマートフォンで読み込むと、本市ホームページにアクセスできます。
URL : <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>

施策（2）つながるしくみづくりの推進

施策の展開① 地域住民間の交流促進

声をかけ合い、お互いの様子を気にかけることで、地域住民のちょっとした変化にも気付くことができるなど、地域福祉にとって日頃からの近所付き合いは非常に重要です。

近隣との交流に対する意識の醸成や、地域住民の交流機会を通して、お互いに適度な距離感を持った、ゆるやかな見守り活動を推進し、みんなで支え合う地域を目指します。

市民のみんなができること

- ☺ 地域で顔をあわせる人たちと日頃から挨拶や声かけをしましょう。
- ☺ イベントなどの情報を広報紙やメール配信、インターネットなどから入手しましょう。
- ☺ 地域で開催されるイベントなどに参加しましょう。

市が取り組むこと

- ☺ 高齢者クラブ活動支援事業、めざせ健康あきる野21推進事業、子育てひろば事業などでは、地域の参加者・利用者同士の交流を促進します。
- ☺ さらに参加者が増えるよう、市の広報紙、ホームページ、メール配信等で周知し、子育て家庭には、るのキッズWebやSNSを活用して周知します。

ラジオ体操で広がる地域の輪

平成17年6月に楓ヶ原公園でラジオ体操を始めて、あっという間に20年経ちました。健康づくり推進委員として地域でなにかできないかと考え、ラジオ体操だったら皆さんやったことがあると思い、近所の皆さんにお声がけしました。朝早いので心配しましたが、多くの方に賛同していただきました。活動をしているうちにあきる野市ラジオ体操連盟からお誘いを受けて入会し、現在では会長を務めさせていただいています。

ラジオ体操のいいところは、決まった時間に家を出る習慣がつけられるところ。気軽に健康的な習慣づくりができます。また、近所に顔見知りが増えます。毎回みなさんと顔を合わせて挨拶すると笑顔になるし、いつも参加している人がお休みすると心配にもなります。ラジオ体操がきっかけで地域の輪が広がっていることを感じます。

ラジオ体操連盟では秋留台公園・楓ヶ原公園・熊野神社境内の3か所で毎朝6時25分からみんなの体操、ラジオ体操第一・第二を行っています。どなたでもお気軽にご参加ください。

あきる野市ラジオ体操連盟会長：上杉 秀子

✿ 施策の展開② 地域活動の中心となる担い手の確保・育成

地域福祉活動に関心を持ち、気軽に参加してもらえよう周知啓発を図ることで、担い手を確保し育成するとともに、活動の活性化に向けて取り組みます。

市民のみんなができること

- ◎ 自身も地域福祉の担い手であるという認識をもちましょう。
- ◎ 町内会・自治会、ボランティア活動などの役割について理解を深め、活動に協力しましょう。
- ◎ 地域のために必要なことについて考え、できることから始めてみましょう。

市が取り組むこと

- ◎ ボランティアに興味のある人が、介護予防リーダーや地域子ども育成リーダー、ファミリー・サポート・センターの提供会員などの養成講座に参加しやすくなるように工夫します。
- ◎ 新規参加者を増やすために、様々な活動を市民に広く周知します。
- ◎ 町内会・自治会連合会と連携しながら、町内会・自治会の加入促進活動を支援します。

地域での活動から発展した「子ども防災リーダー育成講座」

自治会長や増戸地区防災・安心地域委員会の委員長として活動していたときには、地域の学校とのつながりをつくり、増戸小・中学校と連携して防災訓練を実施しました。防災訓練は毎年の恒例行事となり、保護者や地域の人も参加する地域のイベントとして定着しました。

自治会の活動は若い世代に譲って、何か新しいことをやってみたいと思っていたのですが、地域子ども育成リーダーの認定研修会があるということを知り、参加しました。地域子ども育成リーダーとして活動している一番の理由は「子どもが好き」という気持ちです。地域の子どもたちに元気に育ってほしいという思いで続けています。

増戸小・中学校では熱心に防災教育に取り組んでいますが、学校での教育を基盤として、さらに発展させた内容の「子ども防災リーダー育成講座」を開いています。この講座は地域子ども育成リーダー提案事業として、地域子ども育成リーダーと防災リーダーで協力して開催しており、今まで築いてきた学校と地域とのつながりが活動に生きていると思います。

地震や大雨など、災害はいつ来るかわかりません。いざというときにみんなが協力できる地域の力をこれからも高めていきたいです。

あきる野市地域子ども育成リーダー：大久保 春彦

✿ 施策の展開③ 課題を抱える人もそうでない人も気軽に集まり、安心して通えるような居場所づくり

交流の場や居場所を充実させ、誰でも気軽に参加できる場や機会の提供などを通じて居場所づくりを促進します。

市民のみんなができること

- ◎ 身近な家族・友人・知人に声をかけて、地域行事や集いの場に一緒に参加しましょう。
- ◎ 困りごとがあるときは、地域の集いの場などで気軽に相談してみましょう。

市が取り組むこと

- ◎ 健康づくりと介護予防を目的とした地域イキイキ元気づくり事業や、地域の協力のもと実施しているだれでも食堂に、年代などを問わず参加できるように工夫することで、地域の居場所づくりを推進します。
- ◎ 新たな居場所づくりに取り組む人を支援します。

社会福祉協議会
では…

ふれあいサロン支援事業を実施しており、市内には16のサロンがあります。

地域に住む人がつくる地域の居場所「雨間ほっと♥」

「ほっとできる居場所」「温かみのあふれる地域」をつくりたいという思いで、雨間町内会が中心となって令和元年に立ち上げた「雨間ほっと♥」は、今では地域住民に認知され、毎回たくさんの方が参加しています。雨間町内会地域内の高齢者であれば、町内会会員・非会員を区別せず、誰でも参加できます。何か集まってやろう、と言っても人によってやりたいことは色々です。そこで、5つの班に分けて、参加しやすく、また参加者全員が楽しめるように工夫して活動しています。

- ①茶話会軽レク班、②グラウンド・ゴルフ班：参加者が家から近い場所で参加できるように、複数の会館や公園で開催しています。
- ③カラオケ班：参加者全員が歌えるように、月8回に班を分けて活動しています。
- ④アグリ（農作業）班：曜日ごとの作業と全員作業を組合せて活動しています。
- ⑤多世代交流班：アグリ班が育てたさつま芋で子ども芋掘り大会を実施しています。高齢者以外にも参加者の枠を広げ、世代を超えた交流につなげています。

雨間ほっと♥代表：師 清史

施策（3）つながりやすい環境の整備

✿ 施策の展開① 誰もが暮らしやすい生活環境の形成

公共施設や交通機関などのバリアフリー化や誰にでも使いやすいユニバーサルデザインを進めるとともに、公共交通の整備や移動支援が充実することで暮らしやすい地域を目指します。

市民のみんなができること

- ◎ 公園など公共の場所はきれいに利用しましょう。
- ◎ 障がい者用駐車スペースのルールを守る、点字ブロックの上に駐輪しないなど、すべての人が利用しやすい生活環境づくりを心がけましょう。

市が取り組むこと

- ◎ 住民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方にに基づき、生活環境の整備を推進します。

社会福祉協議会
では…

高齢、障害などで移動が困難な方を対象に、市民の協力を得て病院等への送迎サービスを実施しています。

バリアフリーとユニバーサルデザインについて

バリアフリーは、高齢者や障害を持つ人が対象で、バリア（障壁）を取り除くことで利用しやすくなるように改善することをいいます。一方、ユニバーサルデザインは障害の有無や年齢、性別、人種等に関わらず、始めから誰でも使いやすいようなデザインにすることをいいます。

例えば、階段の隣にスロープを取り付けるのがバリアフリーで、始めから階段をつけずスロープにしておくのがユニバーサルデザインです。

ピクトグラムは、ユニバーサルデザインの一つで、小さな子どもや文字の理解が難しい人にも情報を伝えたり注意を促したりすることができます。

ピクトグラムの例



✿ 施策の展開② 人権や福祉に対する意識の向上

それぞれが違った特徴を持った地域の住民が、互いの個性を尊重していくためには、多様な存在を知ることがその第一歩となります。

福祉や多様性に関する知識を習得できるように、研修や出前講座などを通じて幅広く理解を広めていくことができるよう、支援を促進します。

また、すべての市民がそれぞれの属性にとらわれず、認め合い、尊重し合う社会を形成するために、家庭、学校、職場や地域社会において、一人ひとりが人権や共生社会に対する理解を深める意識を醸成し、助け合いの輪が広がる地域づくりを進めます。

市民のみんなができること

- ◎ 属性にとらわれず、様々な人とわけへだてなく交流しましょう。
- ◎ 地域で開催される福祉に関する講座やボランティア体験などに参加してみましょう。
- ◎ 様々な心身の特徴や考え方を持つ人々が、相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を意識しましょう。

市が取り組むこと

- ◎ 女と男のライフフォーラム事業などを通して人権や福祉に対する意識の向上に向けた取組を進めます。
- ◎ 障害者週間における展示イベント、認知症サポーター養成講座などの事業を通して、お互いを思いやり、認め合える地域づくりを推進します。

社会福祉協議会
では…

ボランティア活動推進事業（啓発講座）に取り組んでいます。

介護を身近に感じてほしい！「介護の日」

介護サービス啓発イベント「介護の日」は、あきる野市介護事業者連絡協議会・あきる野市・あきる野市地域包括支援センターの共催で、市役所や秋川ふれあいセンターにて毎年11月に開催しています。介護サービスの利用者さんの作品や福祉用具などの展示、相談ブース、実演・体験・相談コーナー、講演会など、工夫を凝らしています。

介護が身近ではない人にとって、介護と聞くと暗くて大変な印象を持ちがちだと思いますが、「介護の日」をきっかけに、サービスを受けながら自分らしく生活しているイメージを持ってもらえたらいいなと思っています。皆さんのライフステージの中で介護に関わることになったときに思い出してもらえたら、介護サービスを利用することに対する心理的ハードルが下がるのではないかと思います。

あきる野市介護事業者連絡協議会 会長：今 裕司

基本目標 2 誰ひとり取り残さないまちをめざそう

✿ 現状と課題

令和6年5月に実施した市民アンケートの結果などから次のような現状と課題が挙げられます。

- ・市には、様々な相談窓口がありますが、地域における福祉ニーズは多様化し、従来の高齢者・障がい者・子育てなどを対象とする枠組みの解決策では対応できない課題が増え、必要な支援が届きにくくなっています。 【(1)－①、(1)－④】
- ・8050問題やヤングケアラーなど制度の狭間にあり、自身の悩みをどこへ相談すればよいのかわからない、既存の制度では対応しきれないといったケースが増えています。また、障害がある子を介護する親が高齢になった世帯や、生活困窮の状況にある世帯で介護が必要になるなど、地域住民の抱える課題は複合化・複雑化する傾向にあります。 【(1)－②】
- ・ひきこもりなどで相談窓口に自ら行くことができない、支援が必要だと自覚をしていないなどで必要な支援が届いていない人がいます。 【(1)－③】
- ・働きたくても仕事がない、家族の介護などのために仕事ができない、物価が高騰しているなどの理由で経済的に不安定となる人が増加しています。市に求める保健福祉施策の「生活困窮者への支援」「就労に困難を抱える人への支援」「社会的孤立*、ひきこもり等への支援」はいずれも2割を超える人が充実すべきと考えています。 【(2)－①】
- ・生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て世帯などで、特に居住に課題を抱える住宅確保要配慮者*は、現在の民間賃貸住宅には低家賃の住宅が少ない上、連帯保証人、緊急時の連絡先がないなどの理由で、入居を拒否されることがあります。 【(2)－②】
- ・高齢化の進行に伴い、認知症により判断能力が十分ではない高齢者などが今後さらに増加することが推測され、日常的な金銭の管理や必要な福祉サービスを受けるために適切に契約を結ぶことなどについて支援を行う権利擁護に対するニーズが高まっています。また、成年後見人について聞いたことがある、知っている人は4割を超えています。 【(2)－③】
- ・全国的な刑法犯の認知件数（犯罪の発生が認知された件数）は減少傾向にある一方、初犯者と再犯者の割合では再犯者の比率が上昇傾向にあります。 【(2)－④】

※【 】内は関連する「施策」「施策の展開」の該当番号を示しています。

✿ 施策の方向性

現状と課題を整理し、施策の方向性を次のように定めます。

- ・市民が身近なところで気軽に相談ができる体制づくりが必要です。 【(1)－①】
- ・必要としている人に確実に支援を届けるために、分かりやすい情報発信が必要です。 【(1)－①】
- ・地域の中における個人や世帯が抱える複雑で困難な問題解決のために、属性や分野を問わず相談内容を受け止める重層的な支援体制について整備を進める必要があります。 【(1)－②】
- ・各関係機関が連携し、包括的に支援するための体制を構築する必要があります。 【(1)－②】
- ・窓口で相談を受けるだけでなく、困りごとを抱えているにもかかわらず、SOSを出すことが難しい人や、相談することにためらいを感じる人、支援が必要だと自覚していない人などに支援を届けるためのアプローチが重要です。 【(1)－③】
- ・相談窓口やアウトリーチにおいて複合化・複雑化した支援ニーズを把握した際、課題解決に向けて各関係機関の役割分担や支援の方向性を定める必要があります。 【(1)－④】
- ・生活に困窮している人が、早期に困窮状態から抜け出し自立して生活できるよう支援することが必要です。 【(2)－①】
- ・住宅確保要配慮者の居住について支援するとともに、居住以外に抱えている課題にも対応することが必要です。 【(2)－②】
- ・判断能力が不十分である人への支援や正しい制度理解の促進を図る必要があります。 【(2)－③】
- ・犯罪をした人の多くは、犯罪や非行の責任などを自覚し、自ら社会復帰のために努力して、立ち直りを決意して社会の一員として暮らし始めますが、「住むところがない、仕事がない」「高齢である、障害がある」「相談相手がいない」といった生きづらさについて、地域社会で適切な支援を受けられる仕組みづくりが必要です。 【(2)－④】

※【 】内は関連する「施策」「施策の展開」の該当番号を示しています。

施策（1）隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築

施策の展開① 対象者の属性を問わない相談支援の実施

高齢者、障がい者、子ども等の既存の各分野の相談支援窓口が、相談者の属性を問わず包括的に相談を受け止め、相談を断らない体制づくりを促進します。

受け止めた相談のうち、単独の相談支援窓口では解決が難しい場合には、各関係機関と連携を図りながら支援します。

市民のみんなができること

- ☺ 身近な相談窓口などがどこにあるのか、日頃から調べておきましょう。
- ☺ 困ったときはひとりで悩まず、近隣の人や相談窓口にご相談しましょう。
- ☺ 周りに支援が必要な人を見つけたときは、相談窓口へつなぎましょう。

市が取り組むこと

- ☺ ニーズを把握した際は、包括的に相談を受け止めニーズに合わせて関係部署につないでいきます。
- ☺ 相談窓口について、市の広報紙、ホームページ、メール配信等で、分かりやすい情報発信に取り組めます。

市の相談窓口

- 高齢者等の相談を受ける地域包括支援センターは市内に3か所あります（東部高齢者はつらつセンター、中部高齢者はつらつセンター、五日市はつらつセンター）。介護保険・福祉サービスの総合的な相談窓口として高齢者の生活を支援します。
- 障がい者基幹相談支援センターは、秋川健康会館にあります。障がい者やその家族に対し、総合的・専門的な相談支援を行います。
- 子育て支援総合窓口は、あきる野ルピアにあります。妊産婦、子育て家庭に対し、必要なサービスを円滑に利用できるよう、情報提供・助言及び関係機関との連絡調整を行います。こども家庭センターと連携し、包括的な相談支援を行います。
- 生活保護の相談窓口は市役所1階の生活福祉課にあります。生活保護は様々な事情で生活に困っている場合に、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるように支援することを目的としています。

✿ 施策の展開② 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する 包括的な支援体制の整備

様々な課題を抱えた世帯を、複数の機関が円滑に連携し支援できる体制を整備します。

市民のみんなができること

- ☺ 周囲で異変や問題に気付いたときは、相談窓口に連絡しましょう。
- ☺ 困っている人がいたら、相談窓口を教えてあげましょう。

市が取り組むこと

- ☺ 社会的孤立・孤独、老老介護*、ひきこもり、虐待、8050世帯、ヤングケアラー、ダブルケアなど複合化・複雑化した問題を抱える世帯を包括的に支援できる体制づくりを進めます。
- ☺ 高齢者、障がい者、子ども等の既存の各分野での相談支援のほか、母子・父子・女性相談事業、障がい者就労・生活支援事業、生活困窮者自立支援事業、ヤングケアラー支援体制強化事業などの事業を通して、様々な関係機関と相互に連携し、家族全体の重層的な支援に取り組みます。

市では様々な相談支援を実施しています

- 母子・父子・女性相談事業では、ひとり親家庭や女性が抱えている生活・家計・仕事等の様々な問題の相談に対し、各種公共サービス等の情報提供を行い、問題解決のお手伝いをします。
- 障がい者就労・生活支援事業では、働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない障がい者及びその家族に対し、職場実習の機会の提供を含む就労相談支援や職場定着支援、生活相談支援を行います。
- ヤングケアラー支援体制強化事業では、ヤングケアラーと思われる子どもを早期に把握し、支援につなぐ役割を担うヤングケアラー・コーディネーターを配置し相談支援を行うほか、支援ネットワークの構築を図ります。

施策の展開③ 課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握と支援

支援の必要な人を早期に把握できるよう、支援者側が訪問などを行うことで状況を確認し、必要な支援につなげるアウトリーチの体制づくりを進めます。

潜在的な支援ニーズを抱える人については、関係機関との連携などを通じて支援に当たるほか、地域での見守りや異変に気付く仕組みを構築します。

市民のみんなができること

- ☺ 支援を必要とする人が身近にいないか、日頃から気にかけておきましょう。
- ☺ 近隣や地域とのつながりを意識し、顔の見える関係づくりに努めましょう。
- ☺ 自分が困ったときには、周囲に相談しましょう。

市が取り組むこと

- ☺ 専門職によるアウトリーチ機能を構築し、地域の医療機関や関係機関と連携することで、早期に課題を把握し、支援につなげる体制づくりを進めます。

アウトリーチについて

アウトリーチとは、「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながっていない人に対し、支援者や支援機関が訪問を行い、支援やサービスにつながるように積極的に働きかけることです。

近年、地域間でのつながりが希薄化しており、地域住民が孤立するリスクが指摘されているため、アウトリーチの重要性がますます高まっています。

🌿 施策の展開④ 相談窓口の連携強化と支援の充実

各相談窓口の連携を円滑に進むよう調整する機能を構築するとともに、支援につながった後も支援の進捗状況を把握する取組を進めます。

市が取り組むこと

- ☺ 各関係機関や医療機関、相談窓口の連携、調整を担う仕組みづくりを進めます。
- ☺ 支援方針を共有し、役割分担を調整するとともに、その進捗を管理する体制づくりを進めます。
- ☺ 支援者一人ひとりの資質向上を目指し、研修受講を推進します。

重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業とは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するために、包括的な支援体制を整備することを目的とし、令和3年4月の社会福祉法の改正に伴い新たに創設された事業です。令和3年度に全国42市町村で実施され、令和5年度には189市町村に拡大しています。

この事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしながら、積極的な働きかけを通じ、継続的に関わり続ける伴走型支援を行うなどの支援体制を整え、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業における各事業には、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」と、さらにこれらの事業を支えるために「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と「多機関協働事業」が規定されています。

本計画では、基本目標1の中で「参加支援事業」「地域づくり事業」について、基本目標2の中で「包括的相談支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」について、それぞれ施策の方向性を示しています。

施策（2）多様な支援の推進

施策の展開① 生活困窮者に対する相談・支援等の充実

生活困窮者の課題を解決するために、早期に自立につながられるよう相談支援の利用を促進します。

市民のみんなができること

- ☺ 生活困窮者の自立支援に関する理解を深めましょう。
- ☺ 生活に困窮している人など、地域の中で困っている人を発見した場合は、身近な相談窓口や民生委員・児童委員に知らせましょう。

市が取り組むこと

- ☺ 自立相談支援や就労準備支援、家計改善支援を通し、生活保護に至る前の生活全般にわたる困りごとなどの相談を受け、支援します。

生活困窮者自立支援事業について

仕事や心身の状況、社会との関係性などにより、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に、ご本人やその家族などからの相談を受け、安定した生活に向けて包括的な支援を行うのが「生活困窮者自立支援事業」です。

生活困窮となった理由は、働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、社会に出るのが怖いなど様々です。経済的な問題に加えて社会的な孤立などの課題が複雑に絡み合い、高齢者、障がい者、子ども等、特定の対象者・分野ごとの制度だけでは支援が難しくなっています。生活困窮者自立支援事業では、支援員が一人ひとりの状況に応じて支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら、他の部署や専門機関と連携して、課題解決に向けた支援を行います。

🌸 施策の展開② 住宅確保要配慮者等への支援の充実

不動産事業者や居住支援に携わる団体などと、市の住宅政策課と福祉担当課が連携しながら、生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供なども含め、あきる野市居住支援協議会を中心とした住まいの相談体制を推進します。

🌸 市民のみんなができること

- ☺ 今の住まいや、これから先の住まいについて考え、必要があれば居住相談窓口へ相談しましょう。
- ☺ 住宅確保要配慮者について理解を深め、周りで困っている人を見つけたときは、相談窓口へつなげましょう。

🌸 市が取り組むこと

- ☺ 居住相談窓口を開設し、居住に関する困りごとに対応するほか、相談者が抱える困りごとを把握し、各関係機関につなぎます。

100歳でも居住に困らないまち・あきる野を目指して

居住支援の肝は信頼関係の構築と、情報連携の仕組みづくりです。自治体、福祉事業所、不動産業者・大家さんとの信頼関係をそれぞれ構築していくことで、困ったことがあったらお互いに相談できるような連携の素地をつくるのが、困っている人への支援につながる第一歩だと考えています。また、個人情報の取り扱いについて厳重になるのはよいことですが、必要なタイミングでお互いの情報を伝えることができないというのが支援する上での課題です。相談窓口を利用する人にはあらかじめ個人情報の利用について同意を得ておくことで、例えば大家さんから「入居者が長期間不在にしている」という話があれば、事情を知る関係者から「入院中である」などの情報共有ができるようになります。

一昔前とは違って人と人とのつながりがつくりづらいことから、関係する人が何かに気付いてもどうしていいかわからずに、見て見ぬふりをするということが起きがちです。『優しさを発揮しやすい仕組み』をつくっていくことで、監視のニュアンスのない自然な見守り体制を構築していきたいと考えています。

少し前までは生活困窮や生活保護の窓口から支援につながる人や世帯が多かったですが、コロナ禍以降は今まで福祉の窓口には縁がなかったという人も相談にいらっしゃるようになり、相談内容が多様化していると感じます。今後ますます関係者同士の連携を強固にしていくことで、100歳でも安心して賃貸物件が借りられるまちを目指していきたいです。

特定非営利活動法人インクルージョンセンター東京オレンジ：三浦 辰也
(あきる野市住宅確保要配慮者居住支援事業業務受託者)

施策の展開③ 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行されました。

国は平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、促進法第14条第1項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

これらを踏まえ、本項目を本市における「成年後見制度利用促進計画」と位置付け、あきる野市地域保健福祉計画と一体的に策定します。

本市では、平成25年度からあきる野市社会福祉協議会に福祉サービス総合支援事業及び成年後見活用あんしん生活創造事業を委託し、成年後見制度推進機関を設置し成年後見制度の利用促進を図ってきました。令和3年度からは中核機関と位置付け、さらに権利擁護の推進を図っています。

高齢化の進行に伴い、認知症等により判断能力に不安を感じる高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行の促進や、親亡き後の対応、障がい者自身の高齢化等、今後さらに権利擁護を必要とする人の増加が見込まれます。このため、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスを受けるために適切な契約を結ぶなどの権利擁護に対するニーズは増加しています。

これらのことから、以下の施策に取り組むことで権利擁護の推進を図ります。



市民のみんなができること



- ◎ 自分自身の人生設計について考えてみましょう。心配なことがあるときは、まずは相談してみましょう。
- ◎ 財産管理や終活等に関する講座や勉強会に参加するなど、理解を深めましょう。
- ◎ 判断能力の低下により金銭管理や日常生活の困りごと等を自ら発信できず支援が必要な人を発見したときは、中核機関に相談しましょう。




 市が取り組むこと
 


I. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ア 相談支援機能の強化

- ・中核機関において、権利擁護を必要としている人の相談支援を実施し、相談窓口の周知を図ります。
- ・地域で相談や支援を円滑につなぐことができるよう、中核機関と各相談支援機関との連携強化に取り組みます。
- ・権利擁護支援の理解の促進を図るため、法定後見制度、任意後見制度、その他の権利擁護支援に関する講座等を開催します。

イ 権利擁護支援チームの支援

- ・権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、連携して権利擁護支援の方針を検討し、本人を支える権利擁護支援チームを形成することができるよう支援します。
- ・チーム支援を開始した後も、チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、不正防止を含め、支援します。

ウ 中核機関のコーディネート機能の強化

- ・地域・福祉・行政・司法など異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者がそれぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有することができるよう関係者向けの研修や意見交換の機会を設けます。
- ・市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、専門職との連携により、後見人等候補者の検討やマッチング、推薦の仕組みを構築するとともに、本人の権利擁護、支援方針及びモニタリング等について検討します。
- ・あきる野市成年後見制度利用促進協議会において、成年後見制度の利用促進に関する意見交換、情報共有等を行うことにより、地域連携ネットワークの強化を図ります。

II. 担い手の確保・育成等の推進

ア 法人後見の実施

- ・あきる野市社会福祉協議会において、法人後見業務を開始することにより後見業務等に関する経験値を高め、地域における後見活動の更なる推進を図ります。
- ・社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成について、調査研究を進めます。

イ 市民後見人*の養成

- ・市民後見人の養成について、近隣自治体の状況を把握するとともに実施の方法について検討します。また、養成後のフォローアップ体制について検討します。
- ・法人後見業務を実施するあきる野市社会福祉協議会において、後見支援員等の担い手の育成を進めます。

ウ 後見人等の支援

- ・制度の利用者や後見人等からの相談を受け付け、状況により家庭裁判所と連絡調整するなど、包括的に後見人等を支援し関係者との連携を強化します。
- ・意思決定支援*や、後見人等の役割についての理解を促進するための取組を実施します。

III. 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ・身寄りのない人等への支援や虐待事案等においては、市長申立てを適切に実施し本人の権利擁護支援に取り組みます。
- ・成年後見制度利用支援事業について、市ホームページ等で周知を行います。また、国の動向や近隣自治体の状況の把握に努め、適切に実施するために必要な見直しを含め、検討します。



成年後見制度の相談は「成年後見センターあきる野」へ

「成年後見センターあきる野」は、あきる野市社会福祉協議会（秋川ふれあいセンター内）にあります。成年後見制度を利用するための手続きや費用の相談、後見人等候補者を探すための情報提供や支援等を実施しています。

また、成年後見制度・権利擁護に関する講座や、司法書士や弁護士による相談会（予約制）を実施しています。

■ 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な人のために、法律的に権限を与えられた援助者（成年後見人等）が、本人に代わって財産管理や契約手続きを行うなど、法律面や生活面で支援をする制度です。

成年後見制度には、①法定後見制度と②任意後見制度の2種類があります。

① 法定後見制度

判断能力が不十分なために自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合、家庭裁判所が適任と思われる援助者を選任し、本人を支援する制度です。

本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
成年後見人等が利用できる行為	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消

② 任意後見制度

判断能力が低下したときに備えて、将来「支援してほしい人、支援してほしい内容」をあらかじめ契約書で決めておきます。本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に申立てを行い、契約書に基づき支援を受けることができる制度です。

■ 地域連携ネットワークとは

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。

「権利擁護の相談支援」「権利擁護支援チームの形成支援」「権利擁護支援チームの自立支援」の3つの機能があります。

■ 中核機関とは

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中心的な機関です。

市では、あきる野市社会福祉協議会を中核機関として位置付け、成年後見制度に関する講座や相談会を実施したり、市民や関係機関からの様々な相談に対応しています。

施策の展開④ 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

近年の刑法犯検挙者中の再犯者数は着実に減少していますが、初犯者が大幅に減少していることもあり、刑法犯により検挙された者の約半数は再犯者という状況が続いています。犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。このような状況から社会復帰することができず、再犯につながってしまう人がいることから、犯罪をした人の立ち直りを支え、社会に受け入れることが課題となっています。

このため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（以下「推進法」という。）が施行されました。

国は平成29年12月に再犯防止推進計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、推進法第8条第1項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して再犯の防止等に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

これらを踏まえ、本項目を本市における「再犯防止推進計画」と位置付け、あきる野市地域保健福祉計画と一体的に策定します。

市民のみんなができること

- ◎ 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会となるよう、地域の見守りや声かけなどをしてみましょう。
- ◎ 罪を犯した人たちが地域の中で立ち直ろうと努力していることを認識しましょう。
- ◎ 「社会を明るくする運動」について理解を深めましょう。

市が取り組むこと

I. 就労・住居の確保

ア 不安定な就労が再犯の要因となっていることから、就労を希望する人に対し、生活困窮者自立支援制度や障がい者就労支援、ハローワーク、シルバー人材センター等と連携し、就職や職場定着に向けた相談や支援につなぎます。

イ 地域社会において安定した生活を送るためには、適切な帰住先が確保されることが重要です。このことから、居住相談窓口や居住支援団体と連携した入居促進と入居後の居住支援に取り組めます。

II. 保健医療・福祉サービスの利用の促進及び適切な相談支援

- ア 刑務所から出所した人が出所後2年以内に再入所する割合については、高齢者の比率が他の世代に比べて高く、また知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。このことから、福祉的な支援が必要な人に、必要な保健医療・福祉サービスが、速やかに適切に提供されるよう関係機関・団体と連携して対応します。
- イ 保護観察対象者に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるよう、保護司に対する情報提供を行うとともに連携を図ります。
- ウ 東京都は、「犯罪お悩みなんでも相談」窓口を設置し、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまう人やその家族、支援に携わる人などを対象に、あらゆる犯罪に関する相談を電話やメールで受け付け、適切な助言や、支援機関の紹介などを行っています。社会福祉士や精神保健福祉士が話を聴き、本人の状況や生活環境等を的確に把握し、福祉などの適切な支援につなげています。
「犯罪お悩みなんでも相談」について市ホームページ等で周知し、悩みを抱えている人を支援します。

III. 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施

- ア 「社会を明るくする運動」の取組として、非行防止等について、学校と保護司が情報交換を行い連携を強化するため、学校訪問を実施します。
- イ 非行等により通学や進学を中断した保護観察対象者について、修学を支援するため、学校や保護観察所、保護司等が連携し、立ち直りを支援します。

IV. 民間協力者の活動の促進

- ア 保護司は、地域の事情などを良く理解し、保護観察官と協働して、保護観察対象者に面接を通じた助言や指導を行います。また、受刑者等が社会復帰する環境への働きかけなども行っています。
保護司活動を円滑に行うため、保護観察対象者との面接場所として公共施設の会議室等の確保を支援します。また、保護観察対象者の困りごと等に対応するため、福祉施策等の情報を提供し、適切な関係機関につながるよう支援します。
- イ 保護司については、高齢化や活動に伴う精神的な負担等により新規の担い手不足が課題となっています。更生保護活動を持続させるために、西多摩地区保護司会あきる野分区と連携し適切な人材を確保していきます。
- ウ 再犯防止等に取り組む西多摩地区保護司会あきる野分区、あきる野市更生保護女性会、西多摩地区保護観察協会等の活動について、研修場所の確保や周知等を支援します。

V. 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

ア 「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。市では市長を推進委員長とし、保護司を中心とした「推進委員会」を組織し、この運動に関する地域の理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。

イ 非行防止や薬物依存、少年法、社会を明るくする運動等について、学校において子ども達に啓発するための活動を行います。



安全安心な社会をめざして

私は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支えるボランティア＝「保護司」に携わっています。

犯罪や非行のない、安全安心な社会の実現はすべての人の願いです。その実現は容易ではありませんが、少しでも犯罪や非行を減らすために大切なことの一つは、過ちを犯した人の再犯や再非行をできる限り少なくすることです。犯罪や非行により裁判所で何らかの処分を受けた人たちも、いずれは社会に戻ってきます。その際、本人が反省し、やり直そうと思っても、様々な要因により、社会の中に居場所（住まいや就職先、相談相手になってくれる人や組織など）が得られず、再犯や再非行に至ってしまうケースも少なくありません。再犯や再非行に至ってしまうことは、本人にとって残念なだけでなく、新たな被害者を生むことになり、平穏な暮らしが脅かされることにもなってしまいます。

安全安心な地域社会を実現するには、犯罪や非行をした人が過ちを繰り返さないようにすることが大切であり、そのためには、社会から排除・孤立させるのではなく、立ち直りを支えていくことが重要です。

保護司の責務は難しいですが、保護観察所の保護観察官と連携協働しています。近年、保護司の高齢化や新規の担い手不足が課題となっています。更生保護活動を持続させ、意欲ある人材確保に努めていきたいと思っております。

保護司：鈴木 千賀子

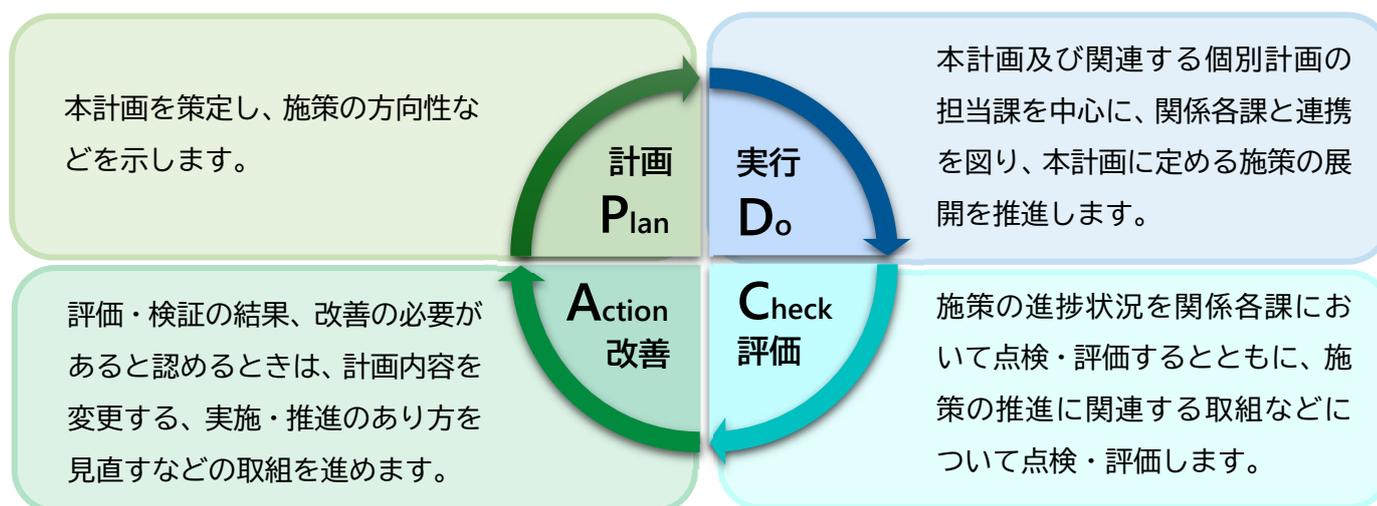
第5章

計画の推進に向けて



1 計画の推進体制

「みんなが支え合い、育ち合うまち」の実現に向けて、以下の2つの会議体をもって本計画を推進します。PDCAサイクルの手法を活用し、施策の進捗管理を行い、必要に応じて推進方法の見直しなどを行います。また、本計画で掲げている各施策を個別に評価することは難しいことから、基本目標ごとに評価指標を定め、令和10年度に評価することとします。



(1) あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会

学識経験者、市民の代表、市内の保健福祉関係者、関係行政機関の職員によって組織している「あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会」において、本計画の進捗状況の点検及び評価を行い、本計画の進行管理を行います。

計画期間中の委員会における協議内容

令和7～11年度	施策の取組内容や事例の報告、計画の進捗状況の確認
令和10年度	アンケート調査、現状と課題の検証
令和11年度	次期計画策定

(2) あきる野市福祉サービス連携推進会議

庁内関係各課の職員によって組織している「あきる野市福祉サービス連携推進会議」において、本計画の推進及び進行管理に関する意見交換や調整を行います。

(3) 計画の周知

本計画は、行政だけではなく、市民、地域活動の担い手、関係機関が互いに連携・協力しながら取り組んで行くことが重要であることから、本計画について理解をしてもらうため、市広報紙やホームページなど多様な媒体を活用するとともに、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

評価指標

令和10年度に実施するアンケート調査結果を、以下のとおり評価指標として設定しました。

基本目標1 ゆるやかにつながるまちをめざそう

問 市の施策について、すすんで（充実して）いると思いますか。

アンケート項目	『そう思う』と答えた人の割合	
	令和6年度 アンケート結果	令和10年度 目標
ボランティアの支援	22.4%	↗
社会参加・生きがいづくり	32.2%	↗
防災・防犯の取り組み	41.0%	↗
住民同士で支えあう仕組みづくり	25.0%	↗
福祉人材の育成	22.9%	↗
地域における見守りの取り組み	39.3%	↗
差別・偏見のないまちづくり	32.2%	↗

※ 『そう思う』とは、アンケート回答の選択肢「とてもそう思う」と「そう思う」の合計です。

基本目標2 誰ひとり取り残さないまちをめざそう

問 市の施策について、すすんで（充実して）いると思いますか。

アンケート項目	『そう思う』と答えた人の割合	
	令和6年度 アンケート結果	令和10年度 目標
高齢者への支援、サービス	38.9%	↗
障がい者（児）への支援、サービス	33.4%	↗
子ども・子育て世帯への支援、サービス	34.9%	↗
生活困窮者への支援	24.4%	↗

※ 『そう思う』とは、アンケート回答の選択肢「とてもそう思う」と「そう思う」の合計です。

問 制度や団体・機関について、聞いたことがある、あるいは知っているものがありますか。

アンケート項目	「聞いたことがある」「知っている」と答えた人の割合	
	令和6年度 アンケート結果	令和10年度 目標
民生委員・児童委員	75.5%	↗
ふれあい福祉委員	39.6%	↗
健康づくり市民推進委員	38.3%	↗
あきる野市社会福祉協議会	60.8%	↗
地域包括支援センター(はつらつセンター)	40.7%	↗
こども家庭センター	17.4%	↗
障がい者基幹相談支援センター	10.6%	↗
保護司	32.9%	↗
成年後見人	43.1%	↗

問 成年後見制度について聞いたことはありますか。

「聞いたことがある」と答えた人の割合	
令和6年度 アンケート結果	令和10年度 目標
58.8%	↗

問 「社会を明るくする運動」や「保護司の活動」について聞いたことがありますか。

アンケート項目	「聞いたことがある」と答えた人の割合	
	令和6年度 アンケート結果	令和10年度 目標
両方とも聞いたことがある	19.5%	↗
「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある	8.3%	↗
「保護司」のみ聞いたことがある	19.9%	↗

資料

1 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会

(1) 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、あきる野市地域保健福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定し、地域保健福祉を総合的に推進するため、あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 福祉計画に基づく地域保健福祉の推進に関すること。
- (3) 福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (4) 社会福祉法人が計画する社会福祉法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業に関すること。
- (5) その他地域保健福祉に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 関係行政機関の職員

2 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。(令6通達3・一部改正)

(委嘱)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(謝礼)

第6条 第3条第1項第1号から第4号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。(令2通達16・一部改正)

附 則 (令和2年通達第16号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年通達第3号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名	任期 (令和5年6月21日～ 令和7年3月31日)
識見を有する者 (第3条第1項第1号)	明星大学 人文学部福祉実践学科	鈴木 裕介	
市民の代表 (第3条第1項第2号)	市民の代表	橋本 克彦	
市民の代表 (第3条第1項第2号)	市民の代表	山崎 直子	
保健医療関係者 (第3条第1項第3号)	あきる野市医師会	下村 智	～令和6年5月22日
		◎松村 昌治	令和6年5月23日～
保健医療関係者 (第3条第1項第3号)	秋川歯科医師会	大塚 秀男	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市社会福祉協議会	○倉田 克治	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市民生児童委員協議会	石村 八郎	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市 健康づくり市民推進委員会	田中 恵子	～令和6年5月22日
		吉村 幸子	令和6年5月23日～
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市民間保育園園長会	伊藤 元聡	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市 障がい者団体連絡協議会	森田 康雄	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市介護事業者連絡協議会	今 裕司	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市高齢者クラブ連合会	田中 藤治	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	西多摩地区保護司会あきる野分区	平井 裕	令和6年5月23日～
関係行政機関の職員 (第3条第1項第5号)	青梅公共職業安定所	阿部 聡	～令和6年5月22日
		鈴木 信幸	令和6年5月23日～
関係行政機関の職員 (第3条第1項第5号)	東京都西多摩保健所	早田 紀子	

◎=委員長、○=副委員長

2 あきる野市福祉サービス連携推進会議

(1) 設置要領

(目的及び設置)

第1条 あきる野市地域保健福祉計画に基づく福祉サービスの連携及び推進を図るため、あきる野市福祉サービス連携推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 福祉サービスの連携及び適正な提供体制の構築に関すること。
- (2) あきる野市地域保健福祉計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項。

(組織)

第3条 推進会議は、健康福祉部及び子ども家庭部の部課長をもって組織する。

(議長)

第4条 推進会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副議長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- 4 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集し、主宰する。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

所 属	氏 名	備 考
健康福祉部長	◎山田 参生	議長
こども家庭部長	○長谷川 美樹	副議長
生活福祉課長	細谷 英広	
障がい者支援課長	井上 弘明	
高齢者支援課長	山田 直喜	
健康課長	中村 昌美	
こども政策課長	荒井 伸良	
こども家庭センター所長	石山 和可子	
保育課長	老沼 陽子	
福祉総務課長	宮崎 勝央	庶務

◎＝議長、○＝副議長

庶務担当

福祉総務課福祉総務係長	田中 晶	庶務
福祉総務課福祉総務担当主査	小林 郁恵	庶務
福祉総務課福祉総務係主任	高木 亜由美	庶務

3 計画の策定経過

(1) 検討経過

経過	議事
第1回 あきる野市福祉サービス連携推進会議 日時：令和6年5月1日（水） 午前9時～午前9時50分 場所：別館3階 第1会議室	協議事項 (1) 令和6年度第1回あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会の内容について (2) その他
第1回 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会 日時：令和6年5月23日（木） 午後7時～午後8時50分 場所：市役所5階 503会議室	報告事項 (1) あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱について (2) アンケート調査について 協議事項 (1) あきる野市地域保健福祉計画策定に当たって ア あきる野市地域保健福祉計画の概要（案）について イ あきる野市地域保健福祉計画の体系（案）について ウ 計画策定のスケジュールについて (2) その他
第2回 あきる野市福祉サービス連携推進会議 日時：令和6年6月25日（火） 午後3時30分～午後4時55分 場所：市役所3階 301会議室	報告事項 (1) 第1回あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会について (2) アンケート調査の速報について 協議事項 (1) あきる野市地域保健福祉計画の骨子について
第2回 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会 日時：令和6年7月16日（火） 午後7時～午後8時30分 場所：別館3階 第1会議室	報告事項 (1) アンケート調査の結果（速報）について 協議事項 (1) 次期あきる野市地域保健福祉計画骨子（案）について (2) 今後の会議スケジュール（案）について (3) その他
第3回 あきる野市福祉サービス連携推進会議 日時：令和6年8月1日（木） 午前10時～午前11時30分 場所：市役所5階 504会議室	報告事項 (1) 第2回あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会について (2) あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査報告書（案）について (3) 令和5年度実施状況調査に対する委員評価について 協議事項 (1) あきる野市地域保健福祉計画の骨子（案）について
第3回 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会（※書面開催） 日時：令和6年8月30日（金） 午後7時～ 場所：市役所5階 503会議室 ※台風10号接近による影響を考慮し 対面での会議は中止	報告事項 (1) 令和5年度実施状況調査に対する委員評価（案）について (2) あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査報告書（案）について 協議事項 (1) 次期あきる野市地域保健福祉計画（案）について (2) その他

経過	議事
<p>第4回 あきる野市福祉サービス連携推進会議 日時：令和6年9月24日（火） 午前9時30分～午前11時 場所：市役所3階 301会議室</p>	<p>報告事項 （1）第3回あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会について （2）あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査報告書について</p> <p>協議事項 （1）あきる野市地域保健福祉計画（案）について （2）あきる野市地域保健福祉計画概要版（案）について</p>
<p>第4回 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会 日時：令和6年10月9日（水） 午後7時～午後8時15分 場所：別館3階 第1会議室</p>	<p>報告事項 （1）あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査報告書について</p> <p>協議事項 （1）あきる野市地域保健福祉計画（案）について （2）あきる野市地域保健福祉計画概要版（案）について</p>
<p>第5回 あきる野市福祉サービス連携推進会議 日時：令和6年10月25日（金） 午前10時～午前11時30分 場所：市役所3階 301会議室</p>	<p>報告事項 （1）第4回あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会について</p> <p>協議事項 （1）あきる野市地域保健福祉計画（案）について （2）あきる野市地域保健福祉計画概要版（案）について</p>
<p>第6回 あきる野市福祉サービス連携推進会議 日時：令和7年2月3日（月） 午前9時30分～午前10時35分 場所：別館3階 第4会議室</p>	<p>報告事項 （1）パブリックコメントの結果について</p> <p>協議事項 （1）あきる野市地域保健福祉計画について</p>
<p>第5回 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会 日時：令和7年2月14日（金） 午後7時～午後8時 場所：市役所5階 503会議室</p>	<p>報告事項 （1）パブリックコメントの結果について</p> <p>協議事項 （1）あきる野市地域保健福祉計画について</p>

(2) パブリックコメントの実施について

実施期間	令和7年1月15日（水）から令和7年1月28日（火）まで
計画（案）の 閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・あきる野市ホームページ ・情報公開コーナー（市役所4階） ・健康福祉部 福祉総務課（市役所3階） ・五日市出張所 ・中央公民館 ・図書館（中央図書館・東部図書館エル・五日市図書館・中央図書館増戸分室）
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・A4用紙などに、意見と住所、氏名、電話番号（法人などの団体の場合には、所在地と団体名、代表者の氏名、電話番号）を記入し、次のいずれかの方法で提出。 ・郵送・持参の場合 〒197-0814 あきる野市二宮 350 番地 あきる野市役所 健康福祉部 福祉総務課 ・電子メールの場合 050701@akiruno-info.tokyo.jp ・ファックスの場合 042-558-1119

4 用語の解説

【50音順】

●あ

愛の手帳（あいのでちょう）

愛の手帳（東京都療育手帳）は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障がい者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障がい者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付し、知的障がい者の福祉の増進に資することを目的としており、障害の程度によって、1度から4度に区分されている。

●い

意思決定支援（いしけっていしえん）

すべての人には意思があり、決める力があるという前提に立って、本人が自分で自分のことを決めるに当たり、一人ひとりに合わせてその意思を尊重して支えていくこと。それぞれの環境や状況に応じて、必要な配慮や支援を受ける機会が保障され、本人の意思が尊重される社会、本人の尊厳が確保される社会の実現が望まれている。

●こ

合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当している。

●し

市民後見人（しみんこうけんじん）

市民後見人とは、市区町村などが実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。

社会的孤立（しゃかいてきこりつ）

本人の感情とは関係なく、家族や地域住民、コミュニティなど他者とのつながりがいない状態のこと。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

地域福祉活動の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織のこと。全国組織として、全国、都道府県、市区町村単位で様々な活動を行っている。

住宅確保要配慮者（じゅうたくかくほようはいりよしゃ）

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする人々のこと。

自立支援医療（じりつしえんいりょう）

障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むための医療のこと。具体的には、更生医療、育成医療、精神通院医療で構成されている。更生医療は、身体障がい者の機能回復のための医療費を給付している。育成医療は、身体障がいのある児童に対して障害を軽減・除去するために必要な医療費を給付している。精神通院医療は、在宅の精神障がい者の医療の確保、継続的治療の促進、早期治療、再発防止を図るための医療費を給付している。

身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために身体障害福祉法に基づき交付される手帳のこと。障害の程度に応じて1級から6級までの手帳が交付される。

●せ

精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、社会復帰や自立、社会経済活動への参加を促進するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳のこと。障害の程度により1級から3級までの手帳が交付される。

性的マイノリティ（せいてきまいのりてい）

同性に恋愛感情をもつ人や自分の性に違和感がある人、性同一性障害などの人々のことを指す。代表的な性的マイノリティの頭文字をとって「LGBTQ」と表現することもある。

●た

ダブルケア（だぶるけあ）

親の介護と子どもの世話を同時に行っている状態のこと。

●ち

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点のこと。

●な

難病医療費等助成制度（なんびょういりょうひとうじょせいせいど）

国又は東京都の指定難病に罹患している人で、一定の要件を満たす人に対し、治療に係る医療費などの負担軽減を図ることを目的とした制度。

●に

認定こども園（にんていこどもえん）

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設のこと。

●は

8050問題（はちまるごうまるもんだい）

高齢の親がひきこもりの子どもと同居している状態のこと。

●ひ

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

高齢者や障がい者など災害時または災害の発生のおそれがあるときに、自ら避難することが困難な人のこと。

●や

ヤングケアラー（やんぐけあらー）

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

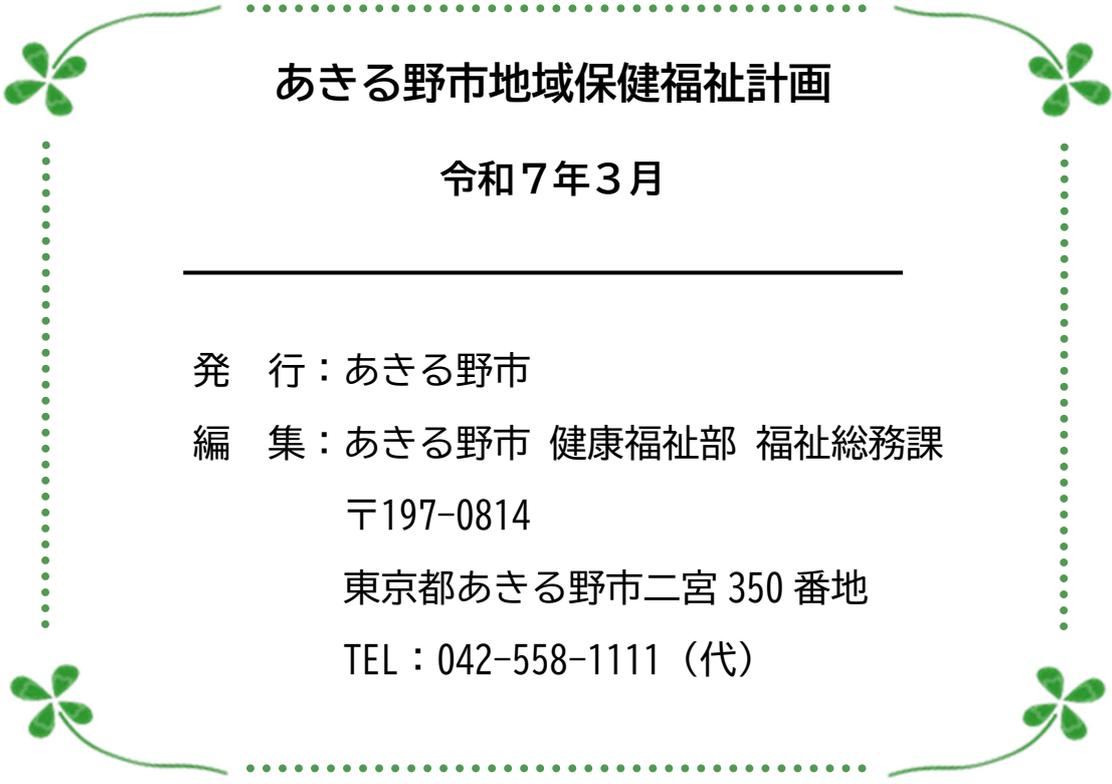
●ろ

老老介護（ろうろうかいご）

65歳以上の高齢者が65歳以上の高齢者の介護を行っている状態のこと。

65歳健康寿命（ろくじゅうごさいけんこうじゅみょう）

65歳の人何らかの障害のために介護保険の要介護（要支援）認定を受けるまでの状態を健康と考え、その認定を受けるまでの年齢を平均的に表すもの。「東京都保健所長会方式」では、介護保険の要支援1以上を障害とした場合と要介護2以上を障害とした場合の2つのパターンを算出しており、本計画では、要支援1以上を採用している。



あきる野市地域保健福祉計画

令和7年3月

発行：あきる野市

編集：あきる野市 健康福祉部 福祉総務課

〒197-0814

東京都あきる野市二宮 350 番地

TEL：042-558-1111（代）